

## 個人情報保護委員会（第30回）議事概要

- 1 日時：平成29年2月10日（金）14：00～16：00
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：堀部委員長、熊澤委員、丹野委員、手塚委員、加藤委員、大滝委員、宮井委員  
其田事務局長、福浦総務課長、山本参事官、坂巻参事官、小川参事官

### 4 議事の概要

#### （1）議題1：公的年金業務等に関する事務全項目評価書についての概要説明について

個人情報保護委員会議事運営規程第8条の規定に基づき、厚生労働省及び日本年金機構の職員が会議に出席した。

厚生労働省及び日本年金機構から、全項目評価書の概要について説明があった。

熊澤委員から「外部機関に電子媒体で特定個人情報を提供する際のリスク対策について説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し日本年金機構から「電子媒体に書き込みができる端末や操作者を限定するとともに、情報の暗号化を行い、書き込み処理のログを記録し検証を行う。また、提供の際は、責任者の承認を得た上で、鍵付の鞆等に入れ複数名で移送することで情報漏えいを防止している」という旨の説明があった。

宮井委員から「被用者年金の一元化に伴う国共済、地共済及び私学共済との間の届け書の回付等の際のリスク対策について説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し日本年金機構から「回付等の事務ではインターネットに接続しないシステムや端末を使用し、インターネットを介した情報漏えいや不正アクセスを防止している。また機構と共済組合間の回付等は外部からのアクセスが行えない専用線を用いるとともに、提供記録はシステムに保存し、確認できる仕組みとしている」という旨の説明があった。

堀部委員長から「評価書に記載のとおり、確実に実行していただくとともに、実務に即した教育を実施していただきたい」という旨の発言があった。

本評価書について、審査の手続を進めていくこととなった。

#### （2）議題2：「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（案）」について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

大滝委員から「本告示には『加工方法等情報』や『高度な暗号化』など一般の人には理解の難しい概念が含まれ、事業者が判断に迷う可能性もある

ことから、事務局には分かりやすく丁寧な情報発信を行っていただきたい。また漏えい等事案への対応に際して重要な役割を担うことになる認定個人情報保護団体が助言、指導、勧告等を行うことができるよう、当委員会としても必要な情報提供を行い、その機能強化を図ることが重要である」という旨の発言があった。

堀部委員長から「認定個人情報保護団体の活用などの工夫も踏まえて、バランスの取れた施策として告示案を取りまとめることができたと考える」という旨の発言があった。

原案のとおり了承され、官報公示等の手続を進めることとなった。

(3) 議題3：個人情報保護法ガイドライン等に関するQ&Aについて

事務局から、資料に基づき説明を行った。

加藤委員から「このQ&Aで一般的な事業者にとって必要な内容は概ね整理できたと思うが、一方で中小企業・零細企業に対しては更に分かりやすい情報発信をしていくことが重要である」という旨の発言があった。

この点について堀部委員長からも「改正後の個人情報保護法の対象となる中小企業にきめ細かい情報提供が必要」という旨の発言があった。

丹野委員から「このQ&Aは、個人情報保護法質問ダイヤルで今後回答する際の基準になり有用。既に公表している消費者向けの『よくある質問』についても、必要に応じて見直しをお願いしたい」という旨の発言があった。

この点について堀部委員長から「全国の消費生活センター等の相談の現場でもこのQ&Aが参考となると思われる」という旨の発言があり、事務局からは「全国の消費生活センター等の相談員に対しても説明会・研修等により周知をしてまいりたい」という旨を述べた。

堀部委員長から「施行令・施行規則・ガイドライン・Q&Aについて整理することができたが、5月30日の全面施行に向けて引き続き周知を進めていきたい」という旨の発言があった。

Q&Aの作成及び公表について、原案のとおり了承され、ホームページに掲載することとなった。

(4) 議題4：「金融関連分野における個人情報保護に関するガイドライン(案)」について(金融分野・信用分野・債権管理回収業分野)

事務局から、資料に基づき説明を行った

丹野委員から「国民の財産に直結する金融関連分野の現行ガイドラインにおける高い規制水準が原則として維持されており、国民の安心と信頼を担保でき、事業者及び消費者の立場からも適切なものになっていると考える。ただし、定義を改めた機微(センシティブ)情報には多数の御意見を頂いたが、要配慮個人情報との関係などが簡単ではなく、委員会資料4-1の参考

資料の活用などにより、実際に顧客に接する担当者が理解してお客様に説明できるようになることを期待したい」という旨の発言があった。

堀部委員長から「個人情報保護に関するガイドライン（通則編）を踏まえた上で、各分野固有の『格別の措置』として作成された金融関連分野の各ガイドラインにより、各分野の実態に即した取扱いが確保されるものと期待している」という旨の発言があった。

原案のとおり了承され、官報公示等の手続を進めていくこととなった。

(5) 議題5：「行政機関等個人情報保護法に関する委員会規則（案）及びガイドライン（案）」について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

原案のとおり了承され、パブリックコメントに付すこととなった。

(6) 議題6：海外のデータ保護機関との意見交換について

事務局から、資料に基づき報告を行った。

手塚委員から「主要な国のデータ保護機関から各国固有の取組について聴取できたことは非常に有意義。引き続き精力的に他のデータ保護機関とも意見交換を進めていただきたい」という旨の発言が、熊澤委員から「シンガポールの副委員長から執行協力や2国間での共同プロジェクトについて具体的な提案があった。アジア太平洋地域における協力の先行的取組にしていきたい」という旨の発言があった。

また堀部委員長から「今後もアジアを含め各国と関係を深めていきたい」という旨の発言があった。

以上